

飲食店営業（自動車営業）の許可申請について

自動車に設備を設けて食品関係の営業を行う場合は、食品衛生法等に定められた業種については営業許可または営業届が必要です。
提供できる食品や必要な手続きについての詳細は担当窓口までご確認ください。

提供できる食品例

営業の種類	給水量	実施可能な営業内容	食品例
簡易な営業	40L以上	既製品（そのまま喫食可能な食品）の提供	・ 既製品を開封、盛り付け等して提供する
		下処理済みの食材の簡易な調理（焼く、揚げる等1工程のみ）	・ 既製品のポテトフライを油で揚げ提供する ・ 削冰、アイスクリームの小分け ・ 殺菌液状ミックスを使用したソフトクリーム ・ 既製品の飲み物をコップに注いで提供 ・ インスタントコーヒーをドリップして提供
比較的大量の水を要しない営業	80L以上	下処理済みの食材の2工程までの簡易な調理	・ 既製品のカットフルーツ等を小分けにしたアイスクリームにトッピングする ・ 既製品のピザ生地にカット済みの食材をのせ、焼いたピザ ・ ソーセージを茹でパンにサンドしたホットドッグ ・ コーヒー豆をひき、ドリップする
比較的大量の水を要する営業	200L以上	大量の水を要する複数の工程からなる調理	固定店舗と同等の調理を行うもの ・ 食材の下処理（洗浄、カット、成型、調整等）を行うもの ・ 加熱後冷却する等、複数の工程からなる調理を行うもの

許可申請に必要な書類等

- ☐ 食品営業許可申請書 ※
- ☐ 車内平面図及び立面図
- ☐ 申請手数料（現金 16,000円）
- ☐ 食品衛生責任者の資格を証明する書類（任意）
- ☐ 自動車検査証（任意）
- ☐ 登記事項証明書（任意）[法人で申請する場合]

※右のQRコードから申請できます。
※オンライン申請後は窓口での手続き（添付書類提出、手数料納付等）が必要なため、窓口へご来所下さい。窓口での手続き後、申請が完了となります。



担当窓口（書類の提出先）

主たる営業地を所管する保健所
なお、営業許可は沖縄県全域で有効です

食品衛生責任者について

施設ごとに食品取扱者のうちから「食品衛生責任者」を選任しなければなりません。

- ◆ 食品衛生責任者になれるのは・・・
調理師、製菓衛生師、栄養士の資格をお持ちの方、
医学・畜産学・農芸化学等の所定の過程を修めて大学を卒業した方は食品衛生責任者になることができます。

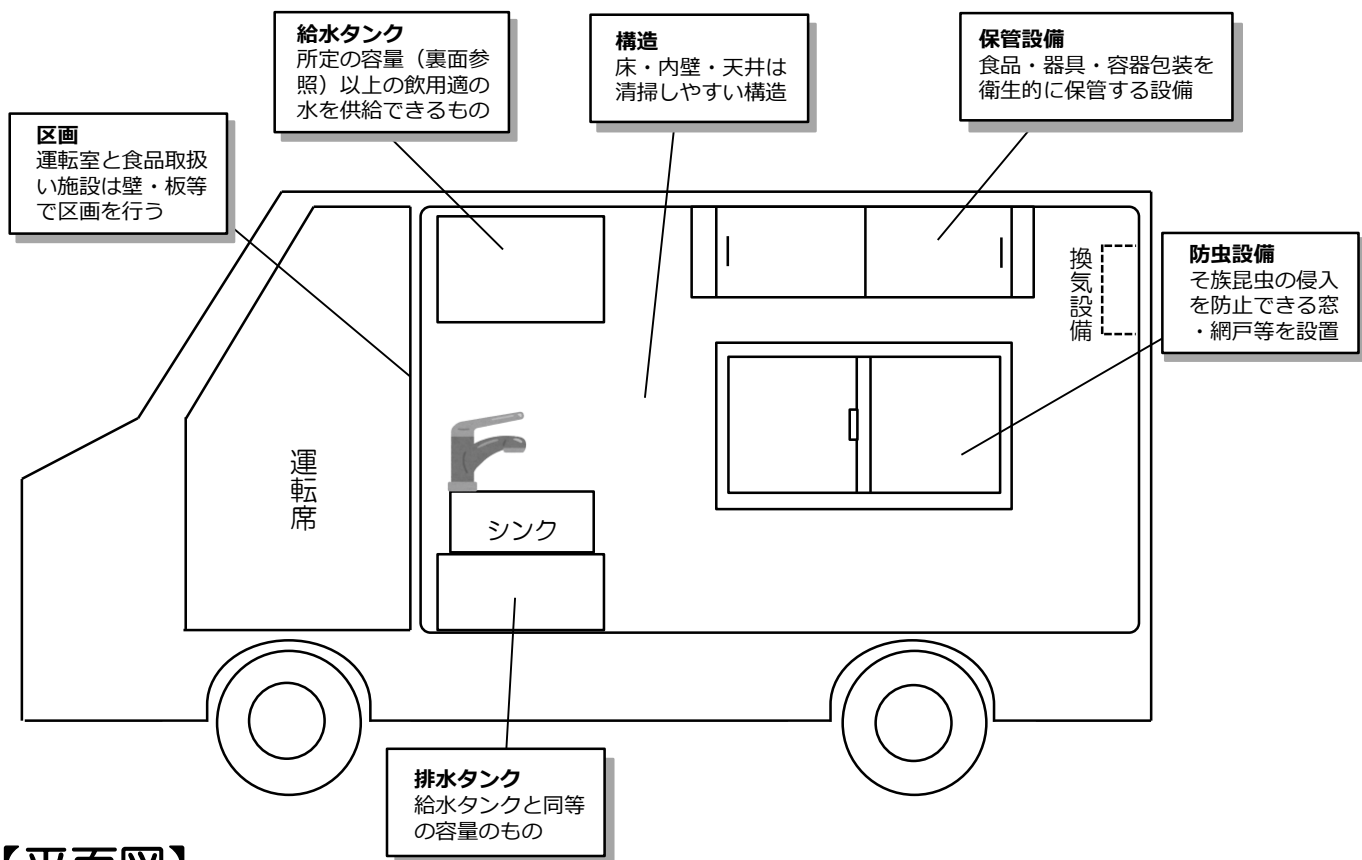
資格を保有していない方は、
食品衛生責任者養成講習会（有料）を受講しましょう
お問合せ：（一社）沖縄県食品衛生協会 那覇支部
電話 098-853-9254

那覇市保健所 生活衛生課

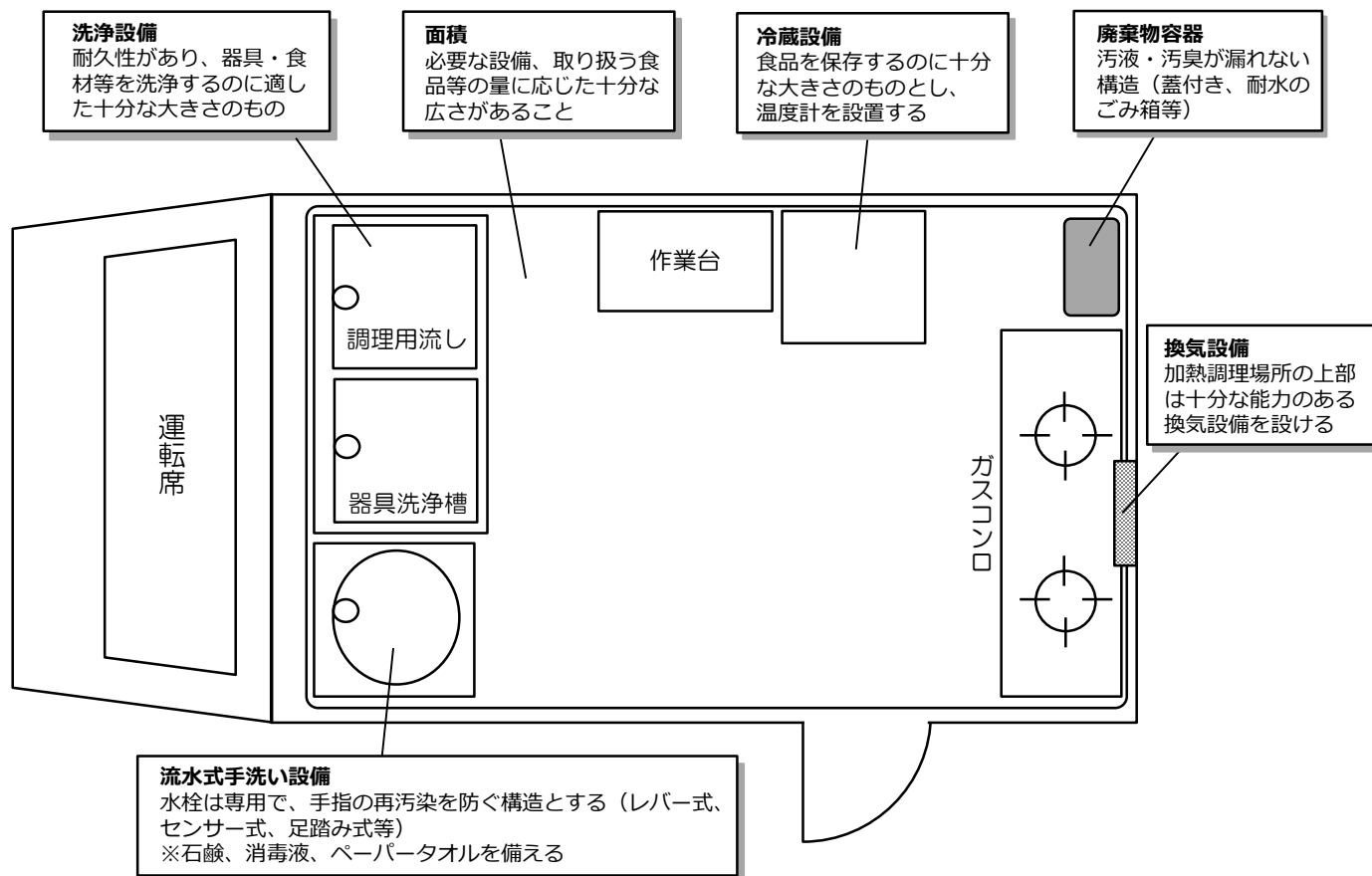
電話：098-853-7963
受付：平日（9：00～11：30／13：00～17：00）

営業車の設備例

【立面図】



【平面図】



- ☐ 申請書類は黒のボールペンで書いてください（鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンは不可）
- ☐ 手書きで平面図を作成する場合、定規を使って正確に書いてください